平成２５年（フ）第１７０号
千葉県八千代市勝田台７丁目10番地６　サントネージュ勝田台101号
債務者　西本　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２００号
千葉市美浜区幸町２丁目８番６棟102号
債務者　杉内　秀雄
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０５号
千葉県船橋市駿河台２丁目３番３号
債務者　酒井　達夫
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２０８号
千葉県船橋市高根台３丁目３番246棟201号
債務者　林　　信一
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２１７号
千葉県八千代市八千代台東１丁目44番12号　メゾンふぁみーゆ102
債務者　山方　美香
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２２４号
千葉市若葉区都賀４丁目18番９号　ポーレハイツ201号
債務者　小磯　康広
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２２９号
千葉県船橋市行田２丁目６番９―307号
債務者　加藤　綾子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２３５号
千葉市中央区星久喜町756番地７
債務者　藪野ちゑ子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５０号
千葉市中央区今井３丁目８番７号　ソガハイム101号
債務者　布施　雅彦
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６３号
千葉市稲毛区六方町103番地５
債務者　小瀧　　学
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０６号
千葉県市川市宮久保６丁目10番16号　コーポ宮久保102号
債務者　西垣　美江
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
佐賀県武雄市山内町大字大野6351―１　大野病院、住民票上の住所佐賀県武雄市朝日町大字甘久510番地１
債務者　山田　由子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第４４号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久510番地１
債務者　山田　勝則
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第４５号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久510番地１
債務者　山田　　亘
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８５８号
仙台市宮城野区新田４丁目９番27号　小畑マンションい―２
債務者　齋藤真喜子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
仙台市泉区北中山４―38―28　芳賀方、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈崎161番地111
債務者　永田　英雄
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
仙台市泉区北中山４―38―28　芳賀方、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈崎161番地111
債務者　永田　史子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係